

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】令和4年6月20日(2022.6.20)

【国際公開番号】WO2020/009950  
 【公表番号】特表2021-532171(P2021-532171A)  
 【公表日】令和3年11月25日(2021.11.25)  
 【出願番号】特願2021-522925(P2021-522925)  
 【国際特許分類】

A 6 1 K 31/7008(2006.01)

10

A 6 1 P 19/02(2006.01)

A 6 1 K 31/05(2006.01)

A 6 1 K 47/10(2006.01)

A 6 1 K 31/726(2006.01)

A 6 1 K 33/04(2006.01)

A 6 1 K 36/324(2006.01)

A 6 1 K 36/185(2006.01)

A 6 1 P 25/04(2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/7008

20

A 6 1 P 19/02

A 6 1 K 31/05

A 6 1 K 47/10

A 6 1 K 31/726

A 6 1 K 33/04

A 6 1 K 36/324

A 6 1 K 36/185

A 6 1 P 25/04

【手続補正書】

30

【提出日】令和4年6月9日(2022.6.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カンナビジオール(CBD)と、グルコサミンおよび/または薬学的に許容可能なグルコサミン塩とを薬学的に許容可能な投与形態に含む、組成物。

40

【請求項2】

前記グルコサミンが、グルコサミン硫酸塩、グルコサミン塩酸塩および/またはN-アセチルグルコサミンからなる群から選択される薬学的に許容可能な塩の形態である、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記グルコサミンが、グルコサミン硫酸塩の形態である、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

前記CBDが、植物源から抽出される、請求項1~3のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項5】

前記CBDが、合成品または半合成品である、請求項1~3のいずれか一項に記載の組成

50

物。

【請求項 6】

少なくとも 1 つのさらなる活性成分をさらに含む、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 7】

前記少なくとも 1 つのさらなる活性成分が、コンドロイチン、MSM、ボスウェリア・セラータ抽出物（アフラピン）またはそれらの組み合わせを含む群から選択される、請求項 6 に記載の組成物。

【請求項 8】

前記 CBD が、グルコサミンのバイオアベイラビリティを向上させる、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の組成物。 10

【請求項 9】

前記 CBD が、前記少なくとも 1 つの活性成分のバイオアベイラビリティを向上させる、請求項 6 または 7 に記載の組成物。

【請求項 10】

前記 CBD およびグルコサミンが、相補的相乗効果を有する、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 11】

前記 CBD および前記少なくとも 1 つのさらなる活性成分が、相補的相乗効果を有する、請求項 6 または 7 に記載の組成物。 20

【請求項 12】

骨関節疾患に関連する少なくとも 1 つの疾患、状態、症状または障害の治療用の、請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 13】

前記少なくとも 1 つの疾患が、変形性関節症である、請求項 12 に記載の組成物。

【請求項 14】

骨関節疾患に関連する疾患、状態、症状または障害の治療を必要とする非ヒト動物の治療方法であって、前記方法が、カンナビジオール（CBD）とグルコサミンおよび / または薬学的に許容可能なグルコサミン塩とを薬学的に許容可能な投与形態に含む組成物の、治療的に有効な量の投与を含む、方法。 30

【請求項 15】

前記疾患が、変形性関節症である、請求項 14 に記載の方法。

【請求項 16】

前記グルコサミンが、グルコサミン硫酸塩である、請求項 14 または 15 に記載の方法。

【請求項 17】

前記 CBD が、植物源から抽出される、請求項 14 ~ 16 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 18】

前記 CBD が、合成品または半合成品である、請求項 14 ~ 16 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 19】

前記組成物が、少なくとも 1 つのさらなる活性成分をさらに含む、請求項 14 ~ 18 のいずれか一項に記載の方法。 40

【請求項 20】

前記少なくとも 1 つのさらなる活性成分が、コンドロイチン、MSM、ボスウェリア・セラータ抽出物（アフラピン）、またはそれらの組み合わせを含む群から選択される、請求項 19 に記載の方法。

【請求項 21】

前記 CBD が、グルコサミンと同時に投与される、請求項 14 ~ 20 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 22】

50

前記 C B D が、グルコサミンとは別に投与される、請求項 14 ~ 20 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 23】

非ヒト動物の骨関節疾患に関連する少なくとも1つの疾患、状態、症状または障害の治療に有効な量のグルコサミンを含有する治療剤中のグルコサミンのバイオアベイラビリティを向上させる方法であって、前記方法が、製剤中のカンナビジオール ( C B D ) をグルコサミンと所定の比率で投与することを含む、方法。

【請求項 24】

前記 C B D が、グルコサミンと同時に投与される、請求項 23 に記載の方法。

【請求項 25】

前記 C B D が、グルコサミンとは別に投与される、請求項 23 に記載の方法。

【請求項 26】

前記少なくとも1つの疾患が、変形性関節症である、請求項 23 ~ 25 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 27】

前記グルコサミンが、グルコサミン硫酸塩、グルコサミン塩酸塩、および/または N - アセチルグルコサミンからなる群から選択される薬学的に許容可能な塩の形態である、請求項 23 ~ 26 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 28】

前記グルコサミンが、グルコサミン硫酸塩の形態である、請求項 27 に記載の方法。

【請求項 29】

前記 C B D が、植物源から抽出される、請求項 23 ~ 28 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 30】

前記 C B D が、合成品または半合成品である、請求項 23 ~ 28 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 31】

骨関節疾患に関連する少なくとも1つの疾患、状態、症状または障害の治療を必要とする患者を治療するための薬剤の製造における、カンナビジオール ( C B D ) 並びにグルコサミンおよび/またはその薬学的に許容可能な塩の薬学的に許容可能な投与形態での使用。

【請求項 32】

前記グルコサミンが、グルコサミン硫酸塩、グルコサミン塩酸塩、および/または N - アセチルグルコサミンからなる群から選択される薬学的に許容可能な塩の形態である、請求項 31 に記載の使用。

【請求項 33】

前記グルコサミンが、グルコサミン硫酸塩の形態である、請求項 31 に記載の使用。

10

20

30

40

50